

## (2) 命綱固定アンカーの設置促進 【方針2関連】

雪下ろし作業時の安全対策として有効な命綱固定アンカー設置について、本市での設置普及を促進するため、設置に対する補助制度の検討を行うとともに、命綱固定アンカー設置に関するパンフレット・ガイドブック等を作成し、広く市民や事業者へPRを図ります。

### 【安全克雪事業例】

- ① 命綱固定アンカー設置補助制度の創設
- ② 命綱固定アンカー設置に関するパンフレット等の作成・配布

**雪おろし安全対策支援事業**  
**命綱固定アンカー、転落防止柵の設置工事を支援します**

糸魚川市では、屋根の雪おろし時の事故を未然に防ぐため、転落防止用の安全対策設備の設置に要する経費の一部を補助します。

対象となる工事は、屋根の雪おろし時の事故を未然に防ぐため、転落防止用の安全対策設備の設置に要する経費の一部を補助します。

**補助対象となる工事**  
 業者に委託する次の工事が対象となります（自分で施工の場合は対象外です）

- ① 命綱固定アンカー設置
- ② 転落防止柵設置
- ③ 固定式昇降用はしご設置

※③は、①②のいずれかと併せて行う場合は別対象となります。

**申請対象者**  
 ・市内に住民登録を行っている方、または行う予定の方で、その住所内にある方が居住する民家の住人、事業者を施工する事業者及び事業者の住居等の構造がない者

**補助率**  
 対象工事費の2分の1以内（半円未満は切捨て）

**補助上限額**  
 ・一般世帯 5万円  
 ・要保護世帯 10万円  
 ※要保護世帯の要件は別表参照

**申請受付期間**  
 令和4年 4月1日(金)～11月30日(水)  
 ※季節によって変更、締め切りあり

**補助金交付までの手続きの流れ**  
 補助金交付申請書の提出 → 受付決定通知書発行 → 工事 → 補助金申請書提出の受付 → 補助金交付

※申請書提出後、補助金交付の必要はありません。

**補助の条件**

- ・市内に本社もしくは事業所を有する法人または市内内に住所を有する個人事業主が施工すること
- ・雪おろし作業時に行う予定とした場合、雪おろし作業を行う日まで住民登録をすること
- ・令和5年12月末までに工事を完了し、完了後1か月以内に実績報告書を提出すること

**補助対象外**

- ・補助対象者が自分で安全対策設備を設置するための材料の購入費用
- ・命綱、安全帯、ハーネス、ヘルメット等の用具の購入費用
- ・これらに前記に添付する住宅、店舗等への設備設置費用
- ・先着住宅（入力による補助の必要がない住宅）への設備設置費用
  - ※ 補助対象となる補助金を申請するにあたっては、補助対象となる住宅（先着住宅）を申請書に記入し、完了後1か月以内に実績報告書を提出すること
  - ※ 補助対象となる住宅（先着住宅）の項目により補助金を減額調整をするもの

**【安全対策設備（転落防止設備）施工事例】**

① 1 固定アンカー（昇降型） ② 2 固定アンカー（パイプ型） ③ 転落防止柵

※命綱固定アンカー等については、詳しくは補助金ホームページ「補助金10項目」の「雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック」をご覧ください。

**別表 要保護世帯の区分**

区分	要件
1 高齢者世帯	次のいずれかに該当する世帯 (1) 満65歳以上の者がのみで構成されている世帯 (2) 満65歳以上の高齢者が18歳以下の児童（18歳未満の日本国籍を有する者）を1人以上養育している世帯
2 障害者世帯	障害者（身体障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者）が1人以上いる世帯
3 高齢者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則（昭和24年法律第28号）第10条に定める障害等級1級から3級までの障害者である世帯
4 ひとり親世帯	世帯主が、母子及び父子並びに未婚妊娠者（昭和39年法律第109号）に定める配偶者のいない者であり、既に児童を扶養している場合は次項のイの要件を要する世帯であり、既に児童を扶養していない場合は次項のイの要件を要する世帯である世帯
5 その他の世帯	1～4の区分に該当するものとして市長が認める世帯

※世帯主 糸魚川市役所 建設課 施設課係  
 TEL 025-552-1511 FAX 025-552-8477  
 E-Mail kensetsu@city.itoigawa.lg.jp

図. 命綱固定アンカー設置支援例（糸魚川市）

**R4年度**

**すまいおろし安全対策支援事業（補助制度）のご案内**

十日町市では、屋根の雪おろし時に転落防止柵を設置し、事故を未然に防ぐこととを目的として、「転落防止のための安全対策設備」の設置を支援します。

（対象世帯：一般世帯、要保護世帯、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯）

**申請受付期間**  
 令和4年 4月1日(金) から 4月30日(木) (ただし、季節によって変更、受付締め切りあり)

**補助率**  
 ・補助率：対象工事費の1/2（半円未満は切捨て）  
 （棟別：差出）

**補助上限額**  
 ・10万円/棟  
 ・1人所得者 要保護世帯の場合 → 一部削減（別表1）  
 ・棟別：差出した額が上限額

**補助対象となる安全対策設備の設置工事**  
 ・屋根の雪おろし作業時に使用する「転落防止のための安全対策設備」の設置工事  
 （対象となる安全対策設備は別表2を参照してください）

① 命綱固定アンカー（転落防止用具の取付金具）の設置工事  
 +  
 ② 転落防止柵の設置工事  
 +  
 ③ 固定式昇降用はしご及び「昇降補助設備」の設置工事

※③は別表2のとおり併せて行う工事は、①②のいずれかとなります。①②の併設は、③の併設が可能です。また、「昇降補助設備」は「昇降用はしご」の設置が条件となります。

※「命綱固定アンカー（転落防止用具の取付金具）」の設置事例

写真型  
 写真型  
 写真型

図. 命綱固定アンカー設置支援例（十日町市）

○補助金を受けることができる人  
 次の者に該当する人  
 ・所得を完納している人（※例外の方が申請する場合は、住民登録のある市町村役所を窓口）  
 ・施工業者が発注して補助対象工事を実施する人  
 ・令和5年1月31日までに工事を完了し実績報告書を提出できる人

○補助対象工事費  
 施工業者に支払う補助対象工事費  
 ただし、且、他の地方公共団体、公益法人等の補助金または本市の他の補助金の交付を受ける場合は、その交付対象とする部分を除きます。

○補助金交付額  
 住宅1棟ごとの補助対象工事費に下表の世帯区分別の補助率を乗じた額（※上限額あり）

世帯区分	補助率	上限額
要保護世帯	2/3	1棟あたり10万円
一般世帯	1/2	1棟あたり5万円

<要保護世帯の区分>

世帯区分	要件
1 高齢者世帯	ア 世帯全体の満65歳以上の者が2人以上（※全世帯主または世帯主2名に該当している人については、満60歳以上、以下同旨）のみで構成されている世帯（一人暮らしを含む。） イ 満65歳以上の高齢者と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみで構成されている世帯
2 身体障害者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等別表の欄別が1級から3級までに該当する人である世帯
3 精神障害者世帯・知的障害者世帯	ア 世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が1級から3級までに該当する人である世帯 イ 世帯主が、知的障害者と判定された人に対して認定府県知事が発行する障害者手帳もしくは知的障害者判定機関の判定書等を有する人である世帯
4 ひとり親世帯	ア 世帯主が、「母子」及び「父子」並びに「未婚妊娠者」に定める配偶者のいない者）で既に児童を養育している世帯 イ 世帯主が、父母のいない児童を養育する人で、世帯主以外の構成成員が満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみである世帯
5 その他の世帯	1から4までの世帯区分に該当するものとして市長が認める世帯

※「その他の世帯」の例  
 ・ 一人所得で、世帯主が65歳以上、世帯主が65歳未満の身体障害者  
 ・ ひとり親家庭で、世帯主以外の構成成員が18歳未満の児童と65歳以上の高齢者

図. 命綱固定アンカー設置支援例（新潟市）

安全な雪下ろしのために  
屋根雪下ろし  
**命綱固定アンカー  
ガイドブック (第三版)**

「命綱固定アンカー」とは、  
命綱を住宅に締結するための設備です。



**【小規模タイプ】** 比較的、少ない部材を用いた小規模工事によるアンカー



軒下の身振に金具を取り付け、ワイヤーを張る      破風に金具を取り付け

**【板支柱タイプ】** 支柱の強いアンカー




半管パイプを使用      小径パイプを使用      列状に半管パイプを配線

**【その他の使い方をするアンカー】** 上記以外の使い方や別機種の併用タイプ



支柱に直接鉄線を固定する      雪止め防止フェンスを兼ねる      雪止めを兼ねる



命綱固定アンカーガイドブック第三版 (令和4年3月)  
新潟県土木部都市局建築住宅課  
所在地：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
TEL：025-280-5442 (直通)  
FAX：025-285-6840  
E-MAIL：ngt160030@pref.niigata.lg.jp  
URL：http://www.pref.niigata.lg.jp/jutaku/  
新潟県知事政策局地域政策課  
TEL：025-280-5088 (直通)  
E-MAIL：ngt000200@pref.niigata.lg.jp  
(協力) 新潟市建築組合、越後雪かき道場®  
(監修) 長岡技術科学大学大学院教授 上村 靖司



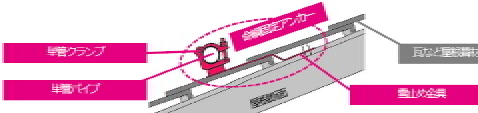
新潟県

## アンカーの設置を検討しましょう

住宅にアンカーを設置する場合、命綱を結ぶ部材(半管パイプなど)を屋根面に固定する必要があります。


**Question?**  
屋根にアンカーを取り付ける方法を教えてください。

アンカーの構築材として工事現場等で用いる半管パイプ(φ48.6mm)を使用する場合、屋根への固定金具として雪止め金具を応用するものが多くあります。



雪止め金具は、瓦などの屋根材の下にある野地板に固定するものが多く、設置時に金具を固定する部分の屋根材を抜き替える費用が必要です。  
金属屋根(瓦葺き、平葺き)の場合、屋根材を抜き替えずに固定可能な雪止め金具が什組されおり、設置費用を抑えることができます。  
なお、両側の妻面から立ち上げた鉄筋にワイヤーを張る「鉄筋ワイヤー型アンカー」(施工例:P13)の場合、屋根材の抜き替えが不要です。

**アンカー設置用金具の販売開始!**  
アンカー設置用金具は、工務店などが建設資材を加工して自作していましたが、令和3年に三条市の「有朋会社 鉄文」から既製のアンカー設置用金具が発売されました。  
今後は既製品も増えると期待されます。



**Answer!**  
雪止め金具を流用して設置する場合がありますが、汎用性の高い専用金具の製品開発も進んでいます。

**Point**

- 雪止め金具は、水上から押す(水下から引く)力に対して安全です。
- 雪止め金具を利用したアンカーは、棟に設置すると有効です。


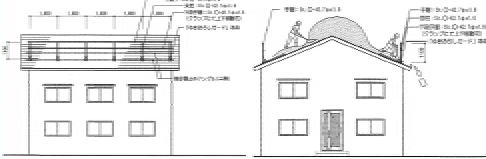
## 命綱固定アンカー施工事例

**⑤ 転落防止欄**

(設置事例データ)

- 工期：約2カ月
- 工事費：約4万円(取1.8m)
- 主な使用材料：転落防止欄接合体、半管パイプ、注文クランプ
- 屋根との固定方法：転落防止欄接合体を既設雪止めアンカーと固定する
- 同時利用人数：多人数で作業が可能

既設の雪止めアンカーに容易に固定できる雪止めアンカーを利用する固定金具を使用した、転落防止欄。接合体以外は、既存の材料を利用。屋根の工事で、雪止め防止の機能を果たせることも可能。屋根材によって、設置方法が異なる。

**現地確認 1日**

- 屋根形状、雪止めアンカー設置状況の確認

**材料 調査・製作 60日**

- 転落防止欄接合体の制作
- 設置用ビス等の取付処理

**施工 1日**

- 材料を屋根に上げれば、屋根上の取付作業可能

※ 材料には、耐腐性の高い亜鉛めっき処理を実施  
※ 記載内容は、あくまで設置事例における情報

14

図. 命綱固定アンカー普及促進関連パンフレットの例 (新潟県)

(3) 雪下ろし作業に関するルールの周知 【方針3関連】

雪下ろし作業に関するルールの周知に関しては、より若い世代への浸透を図るため、SNSの活用、動画配信など、気軽にルールに関する情報を入手できるよう工夫に努めます。

【安全克雪事業例】

①ルールをわかりやすくまとめた動画の作成・配信



図. YouTube による雪下ろし作業に関するルールの周知例 (国土交通省)



図. YouTube による雪下ろし作業に関するルールの周知例 (福井県)

(4) 除排雪作業に関する啓発 【方針1・3関連】

除排雪時の死傷事故を発生させない取り組みとして、前述のルールの周知をはじめ、具体的な雪下ろし作業に関する講習会等、若い世代や移住者など幅広い市民を対象に、除排雪に関する意識啓発を図るとともに、その内容を分かりやすくまとめたホームページや動画の作成・配信により、効果的な周知を図ります。

【安全克雪事業例】

- ①雪下ろし講習会の実施
- ②雪下ろしに関する意識啓発ページ・動画の作成・配信
- ③雪下ろし作業に関するルールのチラシ配布



図. 雪下ろし講習会でのロープの結び方実技例 (秋田県大仙市公式ブログ)



図. 移住・定住者向け雪下ろし講習会の実施例 (岐阜県飛騨市)



図. YouTubeによる雪下ろし安全対策啓発例 (長野県北地域振興局)



図. 除雪に関する意識啓発ホームページ例(「除雪のコツ教えます。」ウィンターライフ推進協議会)

本市の除排雪において大きな役割を担う流雪溝の効率的で安全な利用を促すために、流雪溝の使用について、水が流れていないときは雪を投入しない、作業後は速やかに蓋を閉めるなどの、注意点をまとめたホームページの作成やチラシの作成・配布により、周知を図ります。

【安全克雪事業例】

- ④流雪溝使用に関する意識啓発ページの作成
- ⑤流雪溝使用上のルールを周知するチラシ配布



図. 流雪溝の利用方法周知チラシの例（青森県）



図. 流雪溝の利用方法周知チラシの例（山形県尾花沢市）